

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可……………(都市整備局都市基盤部街路計画課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除(二件)……………(同)……………二
- 介護保険法による指定市町村事務受託法人の指定……………(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)……………四
- 家畜人工授精師の登録……………(産業労働局農林水産部農業振興課)……………四
- 都道の区域変更(五件)……………(建設局道路管理部路政課)……………五

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………〇
- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出及び定款の変更の届出……………(同)……………三

告示

●東京都告示第二百三十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
平成二十八年二月二十五日

東京都知事 舛添 要 一

一 施行者の名称

墨田区

二 都市計画事業の種類及び名称

東京都都市計画道路事業区画街路墨田区画街路第四号線及び区画街路墨田区画街路第三号線

三 事業施行期間

平成二十八年二月二十五日から平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地

墨田区京島一丁目地内

収用の部分

なし

●東京都告示第二百四十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十八年二月二十五日

東京都知事 舛添 要 一

一 形質変更時要届出区域

二丁目地内)

別図のとおり(大田区大森西


二丁目地内)


二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準


に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物


別図


凡例

 : 形質変更時要届出区域

 : 単位区画

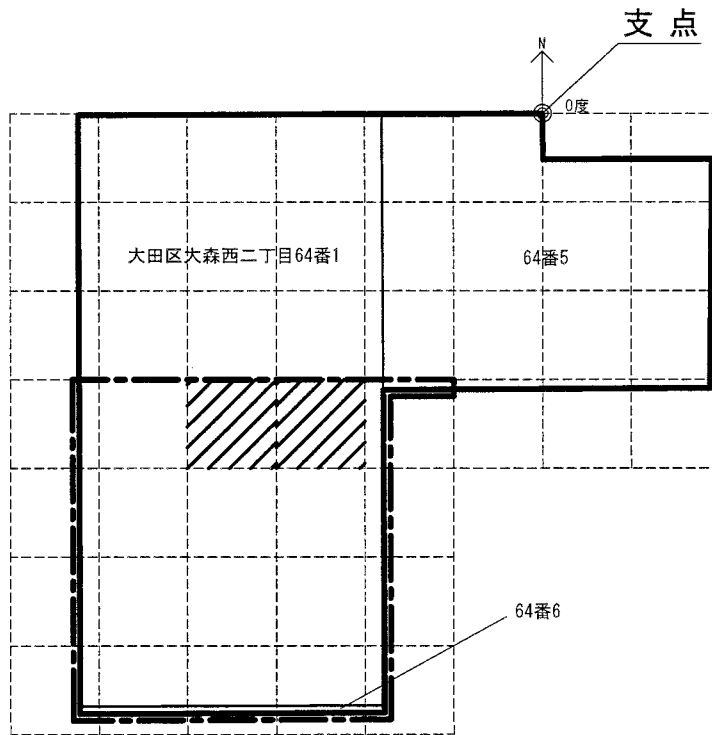
 : 調査範囲

 : 敷地境界

 : 筆界

【格子の回転角度 (0度)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支点】
 大田区大森西二丁目64番5の最北端とする。



●東京都告示第二百四十一号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、平成二十四年東京都告示第千三百三十六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年二月二十五日

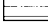
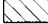


東京都知事 舛 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり (大田区東糀谷五丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

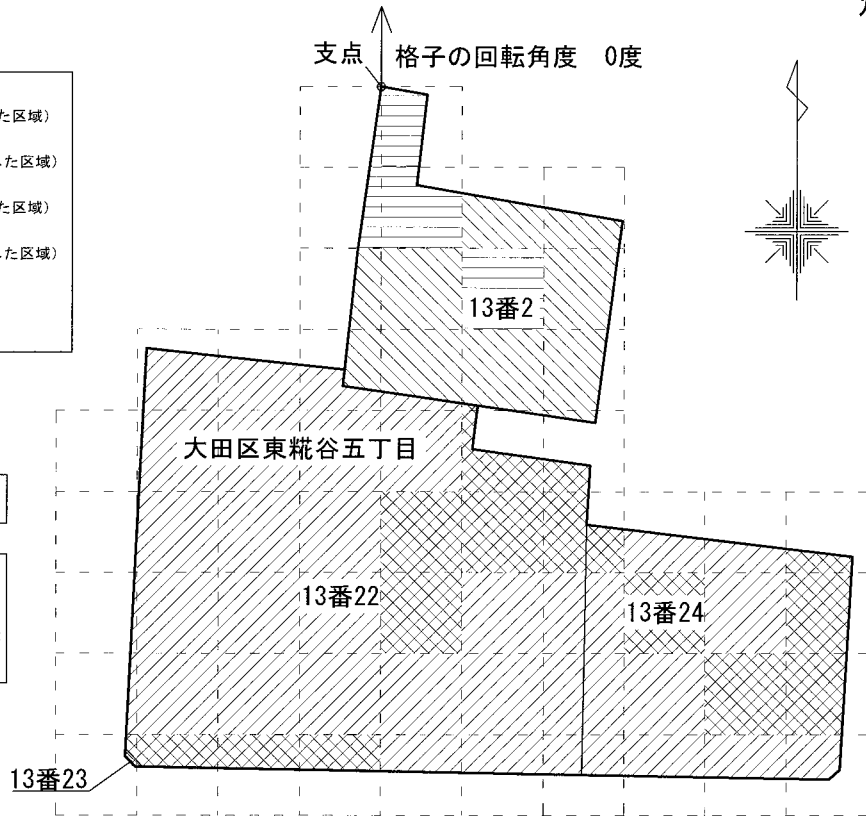
三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図

- 【凡例】
-  指定を解除する区域
(平成25年東京都告示第381号により指定した区域)
 -  指定を解除する区域
(平成24年東京都告示第1336号により指定した区域)
 -  形質変更時要届出区域
(平成25年東京都告示第381号により指定した区域)
 -  形質変更時要届出区域
(平成24年東京都告示第1336号により指定した区域)
 - 単区画
 - 筆境界線
 - 敷地境界

【支点】
 支点は、大田区東糀谷五丁目13番2の最北端とする。

【格子の回転角度 (0度)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



●東京都告示第二百四十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第三百八十一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年二月二十五日

東京都知事 舛添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり（大田区東糀谷五丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

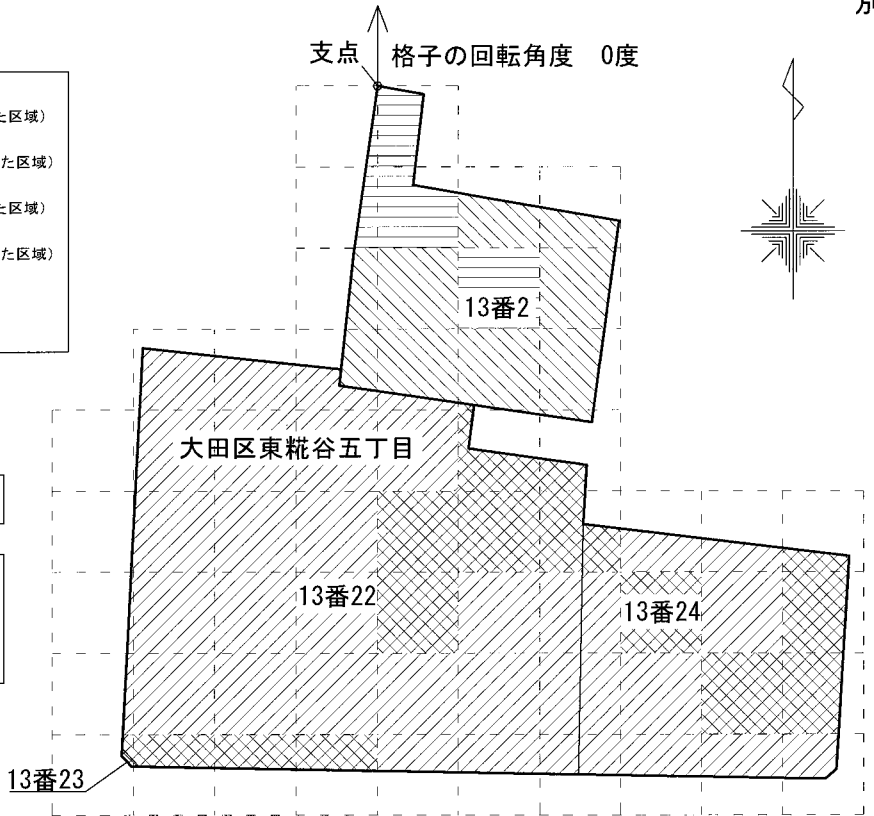
三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染状況調査の実施

別図

- 【凡例】
- 指定を解除する区域
(平成25年東京都告示第381号により指定した区域)
 - 指定を解除する区域
(平成24年東京都告示第1336号により指定した区域)
 - 形質変更時要届出区域
(平成25年東京都告示第381号により指定した区域)
 - 形質変更時要届出区域
(平成24年東京都告示第1336号により指定した区域)
 - 単位区画
 - 筆境界線
 - 敷地境界

【支点】
支点は、大田区東糀谷五丁目13番2の最北端とする。

【格子の回転角度(0度)】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



●東京都告示第二百四十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四条の二及び介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第十一条の二の規定により指定市町村事務受託法人を指定したので、同令第十一条の六の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年二月二十五日

東京都知事 舛添 要一

一 事務所の名称 一般社団法人八王子介護支援専門員連絡協議会

二 事務所の所在地 八王子市元本郷町二丁目六番三号

三 申請者の名称 一般社団法人八王子介護支援専門員連絡協議会

四 申請者の主たる事務所の所在地 八王子市元本郷町二丁目六番三号

五 申請者の代表者の氏名 数井 学

六 指定年月日 平成二十八年二月十二日

七 受託事務の種類 要介護認定調査事務

八 居宅サービス等の提供の有無 なし

●東京都告示第二百四十四号

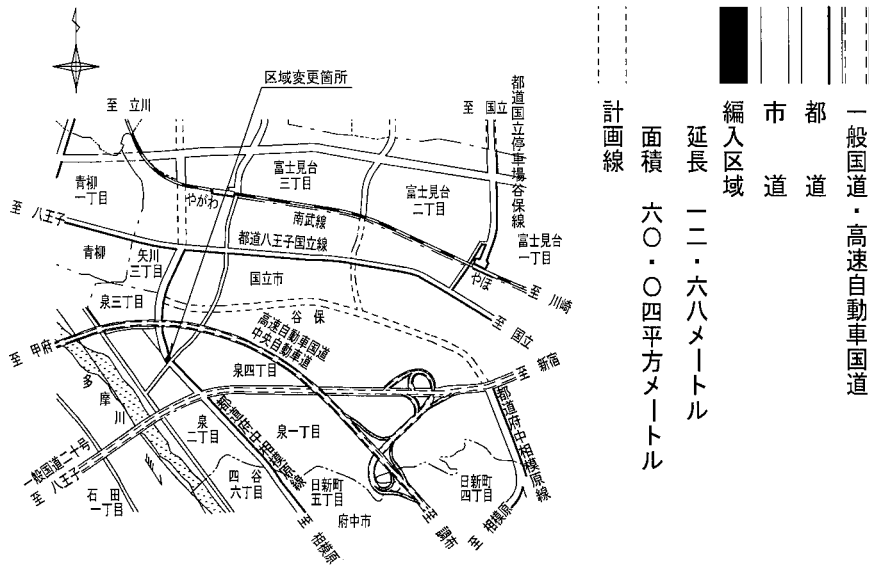
家畜改良増殖法施行細則(昭和二十六年東京都規則第九十七号)第十四条の規定により、次の者を家畜人工授精師名簿に登録した。

平成二十八年二月二十五日

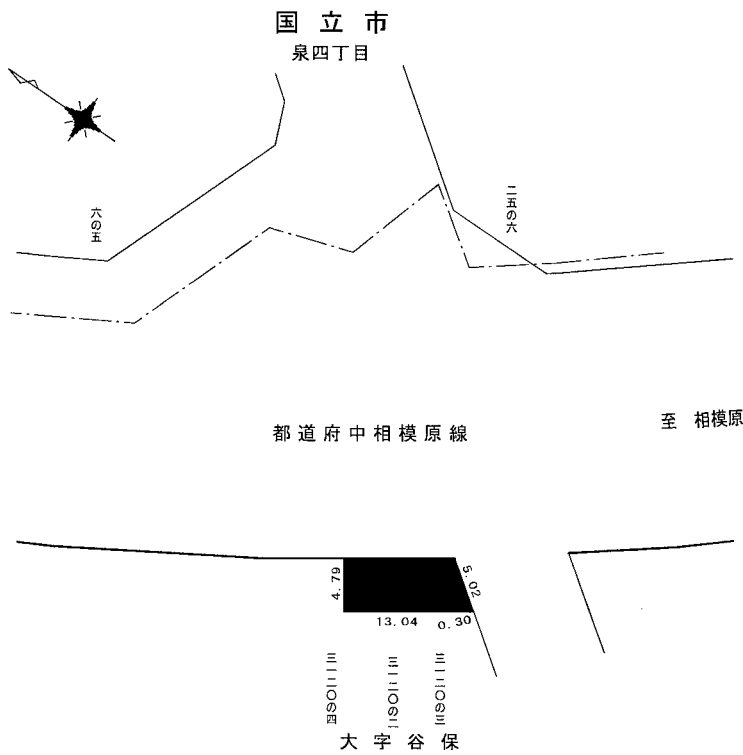
東京都知事 舛添 要一

別図

都道府中相模原線区域変更略図
国立市谷保地内



一般国道・高速自動車国道
市道
都道
編入区域
延長 一二・六八メートル
面積 六〇・〇四平方メートル
計画線



免許番号 第八百一
月日 平成二
十八年
二月四
日
住所 文京区白
山二丁目
加
地十一号
氏名 長谷川 怜
家畜の種類及
び業務の別
牛
家畜人工授精
並びに家畜体
内受精卵移植
及び家畜体外
受精卵移植の
業務

●東京都告示第二百四十五号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項
の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成二十八年二月二十五日から起算し
て二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供
する。

平成二十八年二月二十五日
東京都知事 舛添 要一
府中相模原
国立市大字谷保字上新田三千百二十番三
地先から同所同番四地先まで
別図表示のとおり

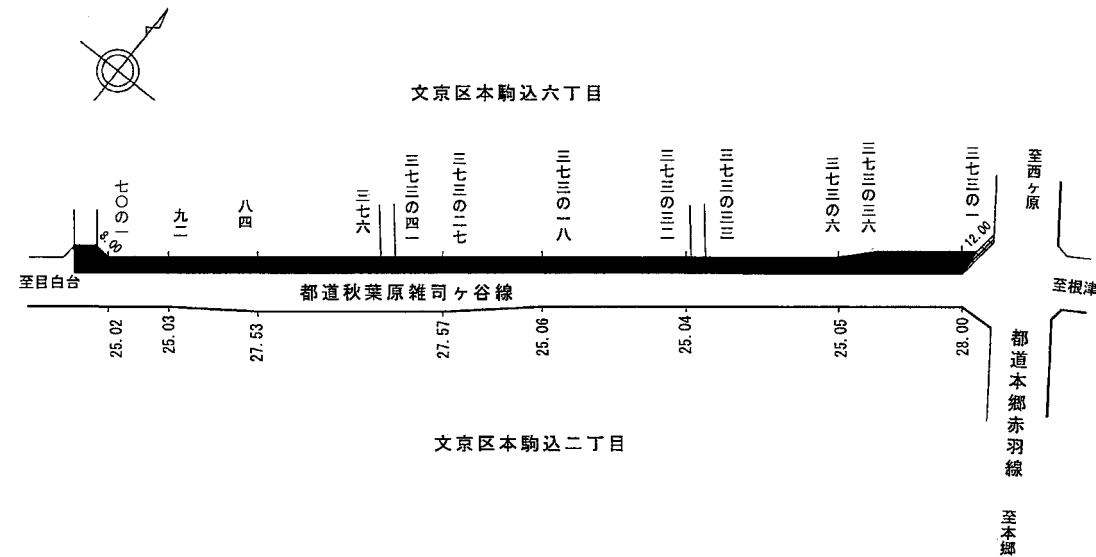
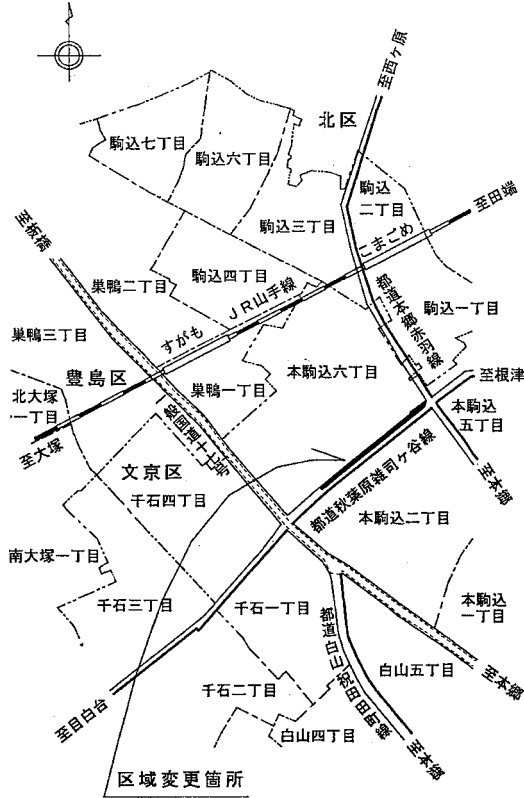
●東京都告示第百四十六号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成二十八年二月二十五日から起算し

別図

都道秋葉原雑司ヶ谷線区域変更略図
 文京区本駒込六丁目地内

- 一般国道
- 都道
- 特別区道
- 編入区域

延長 四五五・一〇メートル
 面積 四、一三七・六三平方メートル
 延長 八・六八メートル
 面積 四九・三〇平方メートル
 重用編入区域(都道本郷赤羽線との重用編入)



て二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 平成二十八年二月二十五日
 東京都知事 外 添 要 一
 秋葉原雑司ヶ谷

二 変更の区間 文京区本駒込六丁目七十番一地先から同所三百七十三番一地内まで
 三 変更の概要 別図表示のとおり

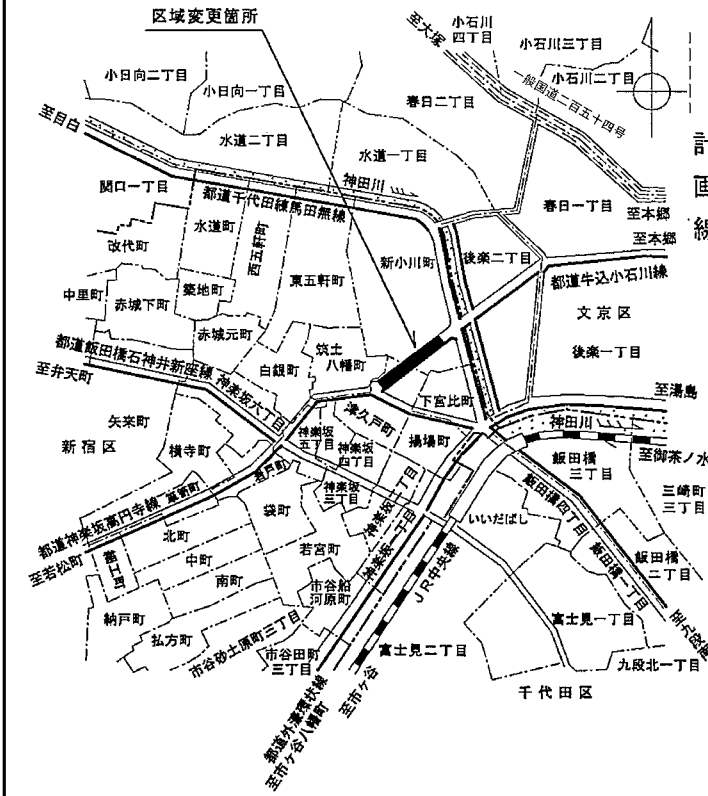
別図

都道飯田橋石神井新座線区域変更略図
新宿区新小川町～津久戸町

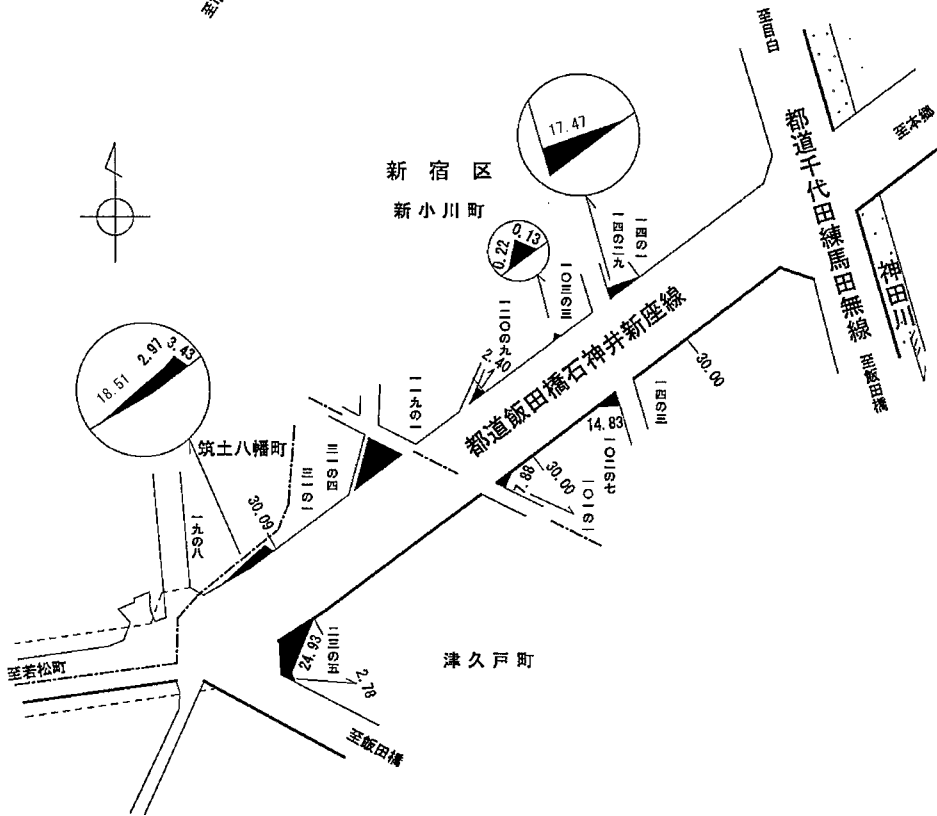
●東京都告示第二百四十七号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成二十八年二月二十五日から起算し

て二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
平成二十八年二月二十五日
東京都知事 外 添 要 一
一 路線名 飯田橋石神井新座

二 変更の区間 新宿区新小川町十四番一地先から同区津久戸町二十三番五地先まで
三 変更の概要 別図表示のとおり



延長 九九・六〇メートル
面積 五二二・三〇平方メートル



公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年二月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人八王子生涯学習コーディネーター会

会

三 代表者の氏名

進藤 丕

四 主たる事務所の所在地

東京都八王子市元八王子町一丁目二百四十二番地二十

九 松子舞団地十四一五

五 定款に記載された目的

この法人は、八王子ならびに周辺地域の一般市民及び市民団体を主たる対象とし、生涯学習の啓発・支援とその普及に努めることで、心豊かな市民生活の実現及び地域社会の課題解決に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人NIKOニコ

三 代表者の氏名

松尾 鐵也

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区経堂一丁目三十五番八号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者が一市民として安心・安全に生活し続けられる場を提供し、利用者の立場に立った支援を提供することを目標として、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業を実施する。障害福祉サービス事業の共同生活援助事業・就労継続支援B型事業の活動経験を活かし、地域で生活する障害者の生活全般への支援や相談活動を行う。同時に地域住民や一般市民に向けて障害について正しい理解の促進と障害理解を深めるための啓発活動を行い、本活動に対し協力を得られる環境を作ることを目標とする。障害者への差別、偏見を無くし、障害者の権利を擁護する活動を行い、障害者・市民が共に歩む共生・協働社会の実現を目指す。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人Mitoproject

三 代表者の氏名

鈴木 正宏

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区北烏山一丁目五十五番四十号

五 定款に記載された目的

この法人は広く一般市民を対象として、精神障害者の就労支援事業、食に関する情報を発信する食育事業を通じて、精神障害者の雇用機会拡大及び人権保護、一般市民の健康増進、地域の活性化、に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本シブカワ研究所

三 代表者の氏名

澁谷 太郎

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区円山町五番二号 第二伊藤ビル

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、地域の特産品、伝統文化等の調査、研究、情報の提供及び振興に関する事業、地域活性化、交流の促進を目的としたイベント、セミナー等の企画及び開催に関する事業等を行い、社会教育の推進、地域の振興及び活性化を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月十一日

<p>五 定款に記載された目的</p> <p>三〇一</p> <p>三 代表者の氏名 寺本 旬</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区奥沢四丁目四番六号 アレックス奥沢</p>	<p>二 特定非営利活動法人の名称 NPO法人日本タンゴセラピー協会</p> <p>三 代表者の氏名 ALBERICI CAROLINA (アルベリシカロリーナ)</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都中央区日本橋三丁目八番三号 日本橋通りビル八階 タンゴソル日本橋内</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、アルゼンチンタンゴの音楽、ステップ、ペアダンス特有のふれあいを使った、タンゴセラピーという文化活動を行い、ストレスの解消、高齢者のQOL改善やリハビリテーション、認知症予防、自立、健全な心身育成の推進、ひいては地域福祉社会の健全な発展に寄与する事、また、ユネスコ世界無形文化遺産のアルゼンチンタンゴを広める事を目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>二 特定非営利活動法人の名称 この法人は、広く一般市民に対して、適正な不動産取引の推進のための相談・支援及び情報の提供に関する事業、相続・債権・債務問題等についての知識の啓発及び情報の提供に関する事業、中小企業経営についての支援に関する事業、地域の環境保全・美化の推進に関する事業を行い、社会教育の推進、環境の保全、経済活動の活性化、消費者の保護を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十一月二十六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人笑顔の暮らしサポート</p> <p>三 代表者の氏名 寺本 旬</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区奥沢四丁目四番六号 アレックス奥沢</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十二月十四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人愛犬の住環境を考える会</p> <p>三 代表者の氏名 矢内 英生</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都日野市日野台一丁目十三番地の六</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は犬を飼う一般市民を対象として、愛犬の住環境改善の為の講演会等を定期的に開催し、愛犬が末永く健康に暮らせる環境を提案する。また、住宅の新築、リフォームなどの工事業者にも講演活動を通じて愛犬が住宅に理解を深めていただき、受講頂いた愛犬家住宅に通じた優良業者を希望される一般市民に紹介、これらの活動を通じて愛犬を飼う消費者の保護を目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人おたまじゃくしクラブ</p> <p>三 代表者の氏名 野田 重雄</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都足立区千住二丁目六十五番地 双葉ビル二階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、主に足立区ならびにその近隣での演奏会の実施、未来ある若手・新人音楽家や優れた音楽家に対する活動支援事業などを通じ、芸術の振興、社会教育の推進、子どもの健全育成、まちづくりの推進等に貢献し、もって文化の薫り高く、思いやりの心に溢れ、豊かで実りある社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十二月十五日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ぴーなっつハウス</p> <p>三 代表者の氏名 原田 靖彦</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都武蔵野市八幡町三丁目八番二十三号 カーサ井口</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、地域で孤立している障がいのある方や高齢者を取巻く環境改善のた</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十二月十五日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ぴーなっつハウス</p> <p>三 代表者の氏名 原田 靖彦</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都武蔵野市八幡町三丁目八番二十三号 カーサ井口</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、地域で孤立</p>	<p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人おたまじゃくしクラブ</p> <p>三 代表者の氏名 野田 重雄</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都足立区千住二丁目六十五番地 双葉ビル二階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、主に足立区ならびにその近隣での演奏会の実施、未来ある若手・新人音楽家や優れた音楽家に対する活動支援事業などを通じ、芸術の振興、社会教育の推進、子どもの健全育成、まちづくりの推進等に貢献し、もって文化の薫り高く、思いやりの心に溢れ、豊かで実りある社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>

め、当法人の職員連携のもと、障がいのある方による高齢者向けのお買い物代行サービスや見守り活動を行うと同時に、障がいのある方への行事参加や自立を後押しし、地域の福祉と生活環境の改善に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人スポーツライン

三 代表者の氏名

守谷 心一郎

四 主たる事務所の所在地

東京都府中市新町三丁目九番地の二十八

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、子どもからシニアまで誰もが気軽にスポーツを始める機会を提供する事業を通じ、国内における各種スポーツ競技の振興については地域社会の発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東京ステイ

三 代表者の氏名

石神 夏希

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区道玄坂一丁目二十二番七号

五 定款に記載された目的

この法人は、東京都内の空き家、空き店舗など遊休スペースを活用したアーティストやアートプロジェクトの担い手のための滞在拠点をリサーチし情報発信を行うと共に、ローカル・コミュニティでの交流を活性化すると、ネットワーク拠点を創出し、魅力的な東京のまちづくりと、リノベーションの民主化の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ヴィジョンナリーテラス日本

三 代表者の氏名

寺山 智雄

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区二番町五番地二 麴町駅プラザ九〇一

五 定款に記載された目的

この法人は、すべての命を慈しみ、社会における不条理や差別や障害を取り払い、人と人、人と動物、人と環境、地方と都市、日本と外国が共生する社会を創造し、日本及び国際社会に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ソラマ

三 代表者の氏名

野村 一恵

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区岡本二丁目三十五番一―二〇三号

五 定款に記載された目的

この法人は、医療的ケアを要する重度の障害者とそのご家族及びその関係者が地域住民との共生をめざしながら、地域で生き生きと、又安心して生活できるための各種事業を行い、地域福祉社会の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人政策形成推進会議

三 代表者の氏名

森元 恒雄

四 主たる事務所の所在地

東京都豊島区東池袋二丁目五十七番四号

五 定款に記載された目的

この法人は、我が国社会が直面するさまざまな課題を解決する方策について調査及び研究を行い、その成果を広く一般市民を対象に普及啓蒙するとともに、国及び地方自治体等に対する要望活動を通じてさまざまな分野における具体的な政策の実現をめざし、もって我が国社会の安定と健全な発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変

更の届出及び定款の変更の届出について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十三
条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出及び同法第
四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届
出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活
動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規
則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のと
おり公告する。

平成二十八年二月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人ことばの道案内

二 代表者の氏名

押見 敏昭

三 主たる事務所の所在地

東京都北区滝野川七丁目二番七ー一〇九号

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001